

令和4年度採用予定試験案内  
令和3年度 岐阜市パートタイム会計年度任用職員  
障がい児相談支援 採用試験要綱



◆ 申込受付期間

令和4年2月1日（火）～令和4年2月15日（火）

◆ 試験日

令和4年2月下旬頃（申込後に別途通知します）

◆ 採用予定日

令和4年4月1日以降

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する重要なお知らせ

- ・試験当日は、自宅等で体温を測ってきてください。
- ・発熱等がある場合は、受験を控えていただくようお願いします。
- ・マスクを準備し、着用の上で来場してください。

## 1 採用予定数等

職 種	採用予定数	職 員 種 別	職 務 内 容
障がい児相談支援	1人	パートタイム 会計年度任用職員	障がい児及び養護者、事業所等 に対する相談支援、指導及び助 言業務、窓口等における障がい 児の総合相談及び各種障がい 福祉制度全般に関する調整業 務及び一般事務等

## 2 受験資格について

次に掲げる要件を全て満たす人

- ① 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を有する人、  
または採用予定日までに取得見込みの人、もしくは障がい児・者に係る相談支援業務  
に関する実務経験を3年以上有する人、または採用予定日まで有する予定の人  
(実務経験については、別紙を参照してください。)
- ② パソコン（ワープロ及び表計算ソフト）の操作ができる人
- ③ 普通自動車免許を有する人

※ただし、次に掲げる項目のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該  
当する人は応募できません。

- (ア) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (イ) 岐阜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 受験資格等について

試験に関し、提出していただいた書類への記載内容や口述していただいた内容に虚偽や不正があると、採用される資格を失います。また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

試験受験時に、受験資格に掲げる資格を取得見込みとして申し込んだ人及び実務経験を3年以上有する予定として申し込んだ人については、採用日までに資格を取得できない若しくは実務経験を3年以上有しない場合、採用されません。

## 3 受験手続

受験申込書、受験票及び調査票は、岐阜市ホームページの「パートタイム会計年度任用職員（障がい児相談支援）の募集について（令和4年4月1日以降採用予定）」

〈<http://www.city.gifu.lg.jp/info/jinji/1009093/1012815/1009105/1014283.html>〉

からダウンロードすることができるほか、岐阜市役所 福祉部 障がい福祉課の窓口で配布及び郵送で請求する方法により入手できます。

※郵送で受験申込書等請求する場合、封筒の表に「岐阜市パートタイム会計年度任用職員 採用試験要綱（障がい児相談支援）受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った受験者の郵便番号・住所・氏名明記の返信用封筒（角型2号）を同封のうえ、下記「申込書提出先」宛てに請求してください。

以下の要領で申し込んでください。

申込書 提出先	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所 福祉部 障がい福祉課
申込 方法	「受験申込書」・「受験票」・「調査票」に必要事項を記入のうえ、下記の要領で申し込んでください。 <b>ア 郵便で申し込む場合</b> ①「受験申込書」「受験票」「調査票」に必要事項等を記載してください。 ②「 <b>受験申込書</b> 」、「 <b>受験票</b> 」、「 <b>調査票</b> 」、「 <b>資格免許証の写し、または実務経験証明書（資格取得見込みの方については、それを証明する書類）</b> 」、「 <b>小論文</b> 」の <u>5つが全てそろっていることを確認</u> のうえ、上記宛ての封筒に入れてください。封筒の表には「 <b>岐阜市パートタイム会計年度任用職員 採用試験要綱（障がい児相談支援）受験申込書 在中</b> 」と朱書きしてください。

	<p>③<b>特定記録郵便</b>または<b>簡易書留郵便</b>でお送りください。          ※受験票については、<u>試験当日受験者に交付します。</u></p> <p><b>イ 直接（持参）申し込む場合</b></p> <p>岐阜市役所 1 階の障がい福祉課まで「<b>受験申込書</b>」、「<b>受験票</b>」、「<b>調査票</b>」、「<b>資格免許証の写し、または実務経験証明書（資格取得見込みの方については、それを証明する書類）</b>」、「<b>小論文</b>」を持参してください。          ※受験票については、<u>試験当日受験者に交付します。</u></p> <p><u>※申し込みは原則郵送でお願いします。</u></p>
申込 受付 期間	<p><b>令和4年2月1日（火）～2月15日（火）の平日</b>  <b>午前8時45分から午後5時30分まで</b>          ※郵送の場合、<u>2月15日（火）必着</u>です。</p>

#### 4 試験の日時、会場及び合格者発表

日時	試験会場	合格者発表
令和4年2月下旬頃 (申込後に別途通知します)	岐阜市役所 (岐阜市司町40番地1) (申込後に別途通知します)	令和4年3月上旬(予定) 受験者全員に、結果を 郵送で通知します。

#### ※試験受験時の注意事項

- ◎試験会場及びその周辺は駐車できませんので、自家用車の使用は禁止します。  
(公共交通機関をご利用ください。)
- ◎道順等については障がい福祉課にお問い合わせください。
- ◎敷地内での喫煙はできません。
- ◎携帯電話の使用は禁止します。(時計代わりとしての使用も認められません。)
- ◎受験の際は、必ず筆記用具を持参し、定刻までにおいでください。

#### 5 試験の方法

試験方法	<p>論述試験 (事前提出)</p>	<p>下記テーマにより800から1,200字以内で小論文を<b>手書き</b>で作文し提出          テーマ：「障がい児の育ちの中で大切にしたいこと」</p> <p>※テーマ（タイトル）及び氏名を記載すること。          ※受験申し込みと同時に提出。</p>
	<p>口述試験</p>	<p>人物等について個別面接による試験を行います。</p>

## 6 雇用条件等

- (1) 採用日は、原則として、令和4年4月1日以降です。
- (2) 欠員が生じた場合、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (3) 採用はすべて条件付のものとなり、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときにパートタイム会計年度任用職員として正式採用となります。

職員種別	パートタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号)
雇用期間	採用された年度の末日まで(ただし、継続する場合があります。)
勤務時間	1週 28時間45分
1日の勤務時間	午前9時～午後3時45分(休憩時間:1時間) ※職務により変更の場合もあります
給与・報酬等	・給料:月額 145,900円 ※1 ・期末手当:年間2.35月分 ※2 ・その他、所定の基準に従い、通勤費が支給されます。 ※1 3段階の報酬体系 1号給(145,900円)→2号給(149,700円)→3号給(153,800円) 次年度以降継続して任用された場合、勤務成績等により上位の号給に変更となります。 ※2 期末手当は、所定の基準に従い支給されます。
社会保険	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者となります。

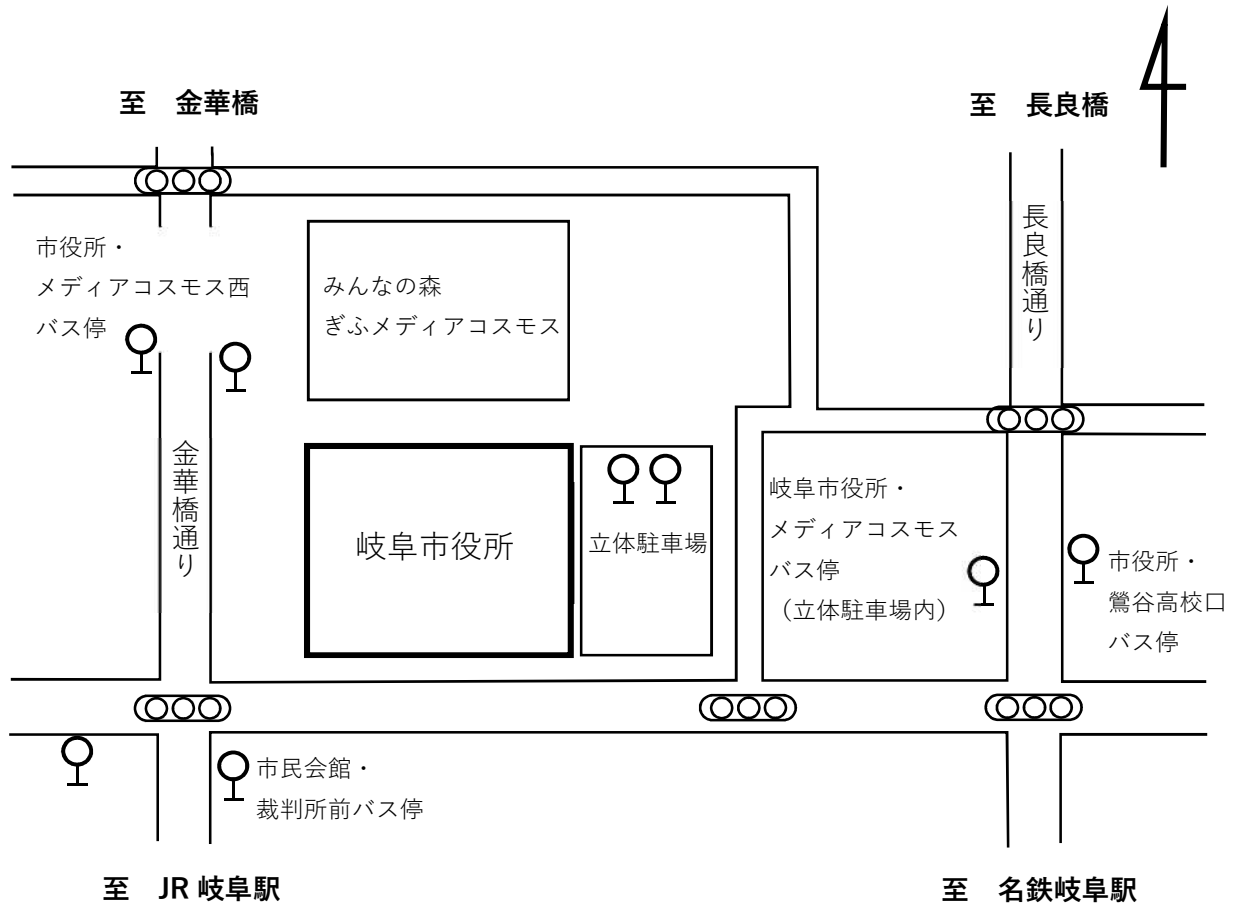
※注)採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。

## 公共交通機関のご案内

### ・岐阜バス

金華橋通り「市役所・メディアコスモス西」または「市民会館・裁判所前」下車

長良橋通り「市役所・鶯谷高校口」下車



### 問合せ先

岐阜市役所 福祉部障がい者福祉課

TEL: 058-214-2572 E-mail: [fj-shougai@city.gifu.gifu.jp](mailto:fj-shougai@city.gifu.gifu.jp)

岐阜市パートタイム会計年度任用職員 障がい児相談支援

実務経験(業務)の範囲の考え方

障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野において、日々障がい者に対する相談支援(\*1)や直接支援(\*2)の業務の経験をいう。

(\*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(\*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

下記の①、②のうち、どれかに該当する者

- ① aの期間が通算3年以上である者
- ② aの期間が3年未満の場合はbの期間と通算して3年以上であるもの

業務の範囲		業務内容		実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	a	i	障害児相談支援事業、特定・一般相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	3年以上
			ii	児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、発達障害者支援センターの従業者	
			iii	障害者支援施設※1、障害児入所施設、精神保健福祉センターの従業者	
			vi	病院若しくは診療所の従業者で社会福祉主事任用資格を有する者	
			v	保育所(園)、幼稚園、特別支援学校その他これらに準ずる機関において障がいのある幼児・児童及び生徒の育児・子育て相談、就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
直接支援業務	b	(i)	障害者支援施設	aの期間が3年未満の場合、bと通算して3年以上	
		(ii)	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業		
		(iii)	病院、診療所、訪問看護事業所		
(iv)	保育所(園)、幼稚園、特別支援学校その他これらに準ずる機関				
			上記(i)～(iv)に掲げる施設において、下記1～3の資格を有して直接支援業務にあたったもの		
			1	社会福祉主事任用資格を有する者	
			2	相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者	
			3	保育士、教員	

※1 障害者支援施設とは、障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

(注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、3年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が3年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が540日以上であることを言う。